

派遣事業のマージン率等について

労働者派遣法 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。(対象:令和 5 年度(令和 5 年 4 月~6 年 3 月))

① 派遣労働者数(報告対象期末日)	42 人
② 派遣先の実数	3 件
③ マージン	41.6%
④ 教育訓練事項	各種 PC 研修 分野別専門研修 情報セキュリティ教育 安全衛生教育等 段階別社員研修
⑤ 労働者派遣に関する料金額の平均 (1 日 8 時間あたりの額)	34,728 円
⑥ 派遣労働者の賃金の平均額 (1 日 8 時間あたりの額)	20,298 円
⑦ その他参考となると認められる事項	マージン率に含まれるものとして <ul style="list-style-type: none">・ 雇用主として負担する各種社会保険料・ 賞与・ 派遣労働者が取得する年次有給休暇、 慶弔休暇等に充当した費用・ 退職金・ 定期健康診断・ 生活習慣病検診(35 才以上)・ 人間ドック(40 才以上)・ 教育訓練費用・ 派遣労働者の資格取得支援に充当した費用・ 事業運営にあたる労働者の人件費・ 採用活動費・ オフィス賃料、宣伝広告費、通信費等の諸費用・ 営業利益 などが含まれています。